

【論文】

安息年の債務免除とプロスボル

赤井伸之

- 一、はじめに
- 二、安息年と債務免除
 - (一) 安息年をめぐって
 - (二) 債務免除をめぐって
- 三、プロスボル
- 四、結びにかえて

一、はじめに

聖書には、我々の目から見ると、大変興味深い・驚くべき内容の記事が多数見出される。これは特に、いわゆる社会立法の分野において著しく、例えば、貧者はその大部分が富者による搾取の結果貧しくなっている、という預言者たちの自覚から、共同体内に経済的弱者が存在するならば、経済的強者はそれらの弱者を当然保護しかばうべきだ、との思想が随所に見られるのである。筆者は、いわゆる「(貨幣)両替人」の働きを考察する過程で、そうした経済的弱者を本来保護するはずの旧約聖書における利息禁止規定が、イエスの時代には空洞化されていた一端を前稿で十分ながら触れておいた¹⁾。

本稿では、経済的弱者たる債務者が、その負債を経済的強者たる債権者によって一定の時期に直接免除されるといふ申命記の記事をめぐる興味深い問題を取り上げることにはしたい。すなわち、

「七年目ごとに負債を免除しなさい。²⁾負債免除のしかたは次のとおりである。

だれでも隣人に貸した者は皆、負債を免除しなければならない。同胞である隣人から取り立ててはならない。主が負債の免除の布告をされたからである。³⁾外国人からは取り立ててもよいが、同胞である場合は負債を免除しなければならぬ。

⁴⁾あなたの神、主は、あなたに嗣業として与える土地において、必ずあなたを祝福されるから、貧しい者はいなくなるが、⁵⁾そのために、あなたはあなたの神、主の御声に必ず聞き従い、今日あなたに命じるこの戒めをすべて忠実に守りなさい。⁶⁾あなたに告げたとおり、あなたの神、主はあなたを祝福されるから、多くの国民に貸すようになるが、借りることはないであろう。多くの国民を支配するようになるが、支配されることはないであろう。

「あなたの神、主が与えられる土地で、どこかの町に貧しい同胞が一人でもいるならば、その貧しい同胞に対して心をかたくなにせず、手を閉ざすことなく、彼に手を大きく開いて、必要とするものを十分に貸し与えなさい。」
 「七年目の負債免除の年が近づいた」と、よこしまな考えを持って、貧しい同胞を見捨て、物を断ることのないように注意しなさい。その同胞があなたを主に訴えるならば、あなたは罪に問われよう。彼に必ず与えなさい。また与えるとき、心に未練があってはならない。このことのために、あなたの神、主はあなたの手の働きすべてを祝福してください。この国から貧しい者がいなくなることはないであろう。それゆえ、わたしはあなたに命じる。この国に住む同胞のうち、生活に苦しむ貧しい者に手を大きく開きなさい⁽²⁾。

ここに見える七年目¹¹安息年における債務免除の規定は、申命記法に特有なものであると言われている。そこでまず、安息年という極めてイスラエル独特の制度について考察し(二一(一))、次いで、その中の本稿とも関係する債務免除に関する規定をめぐる諸問題を考察していく(二一(二))。さらに、安息年の債務免除に派生する問題として、経済的強者たる債権者が、どうせ経済的弱者たる貧困者に貸し付けをしたところで、安息年にはその貸し付けは棒引きにされてしまつて戻つて来ないのであるならば、貧困者たちへの貸し付けを控えよう、という傾向が見られた⁽³⁾ことを遺憾に思った老ヒレルによって導入・制定されたといわれているプロスボルについて、ミシュナやタルムードの規定を中心に若干の考察を行なう(三)。そして最後に、安息年の債務免除自体が、ヒレルの当時、果たして実際に施行されていたのか疑わしいとされているのであるけれども、近世・近代に至るまで、プロスボルについての言及がなされていることに触れて(四)、本稿を結びたい。

(1) 拙稿「イエスの時代の『銀行』」聖泉人文・社会科学会『人文・社会科学論集』第一号七七〜一〇二頁所収。

(2) 申命記15・1〜11。なお本稿では、日本聖書協会発行の『聖書 新共同訳 旧約聖書続編つき』一九八七年を原則として使用する。

(3) このことは、申命記15・9に示される文言の反対解釈によっても明らかである。思うに「何々してはならない」という規定が存在しているということは、一般に「何々している」という現実がその規定の裏に反映されていると考えることができるであろう。

二、安息年と債務免除

(一) 安息年をめぐる

安息年は、安息日と対照をなすイスラエルに独特な制度であるとされている。すなわち、イスラエルの神の天地創造物語は、六日の間働き、七日目に休んだことを記しているが⁽¹⁾、このように神は、人が六日間働くことを許し、七日目は神の休みとして休息することを教えたとされている。それゆえ、イスラエル人にとって七は完全数と考えられ、週ごとの安息日と同様、七年ごとの安息年の思想が導入されたのである。つまり、六年間は神から委託された土地で働くことが許されるけれども、安息年とされた七年目は、人間ばかりか土地にも休息が与えられる神の全き安息の年として遵守された。

なお、七年ごとの安息年が七回経過した場合に巡って来るとされるいわゆるヨベルの年については、本稿では取り上げない⁽²⁾。

ところで、安息年については、聖書には先に引用したように「負債免除の年」との表現も見えるが、どちらも七年目という共通点はあるものの、その年に具体的にどういうことが行われたのかによって、呼び方が異なるように思わ

れる⁽³⁾。従って、本稿では一応、安息年＝負債免除の年と考えて考察を進めていくことにする。さて、その安息年＝負債免除の年にはどういふことが行われたのか、聖書の記事に基づいて分析していくことにしよう。

(1) 土地の安息

「あなたは六年の間、自分の土地に種を蒔き、産物を取り入れなさい。しかし、七年目には、それを休ませて、休閑地としなければならない。あなたの民の乏しい者が食べ、残りを野の獣に食べさせるがよい。ぶどう畑、オリーブ畑の場合も同じようにしなければならない⁽⁴⁾。」

同じ趣旨の規定は、レビ記にも見えるが⁽⁵⁾、その記事から、安息年における土地への安息が与えられるのは、神が約束した土地、すなわちいわゆるイスラエル人のカナン侵入とその後の定住が確定して初めて行われたことが知られる。ところで、申命記法にはこの土地の安息の規定が存在せず、祭司法典（とりわけ神聖法典）の中にあるので、契約の書に見える上記の規定は、後の書き込みではないかという有力な説がある⁽⁶⁾。

(2) ヘブライ人奴隷の解放

「あなたがヘブライ人である奴隷を買うならば、彼は六年間奴隷として働かねばならないが、七年目には無償で自由の身となることができる⁽⁷⁾。」

同じ趣旨の規定は、申命記にも見られる⁽⁸⁾。

ところで、契約の書には(i)ヘブライ人の男性奴隷のみに関し、(ii)「何も持たずに」去らせることが規定されているが、申命記法には、(i)男性奴隷のみならず、女性奴隷にまで適用範囲が拡大し、(ii)奴隷時代の労働に見合う対価を与えて去らせるべしとの規定が見えることは注目すべきである⁽⁹⁾。

なお、このヘブライ人奴隷を解放すべしとの規定が守られなかったことにつき、エレミヤ書34・14⁽¹⁰⁾を見よ。

(3) 債務の免除

「七年目ごとに負債を免除しなさい。負債免除のしかたは次のとおりである。

だれでも隣人に貸した者は皆、負債を免除しなければならぬ。同胞である隣人から取り立ててはならない。主が負債の免除の布告をされたからである。外国人からは取り立ててもよいが、同胞である場合は負債を免除しなければならぬ⁽¹¹⁾。」

同じ趣旨の記事は、ネヘミア記に見られる⁽¹²⁾。

なお、取り立ての許される外国人（ヘブライ語で「ノクリー」）は、イスラエルの民の間に寄留している外国人（「ゲール」）とは区別される。ただし、債務免除はただイスラエルの中の貧しい者を解放し、イスラエル内の人間関係を調整しようとするものであって、商取引の目的でイスラエルを訪問する外国人にまでその規定を適用するものはなかった⁽¹³⁾。

ところで、ここに記された債務の免除が、支払いの一時停止かそれとも完全な取り消しを意図してなされたのかについて見解が分かれたようであるが、古代の注釈は後者の説を支持している⁽¹⁴⁾。

(4) 仮庵祭における律法の朗読

「七年目の終わり、つまり負債免除の年の定めの時、仮庵祭に、主の選ばれる場所にあなたの神、主の御顔を拝するため全イスラエルが集まるとき、あなたはこの律法を全イスラエルの前で読み聞かせねばならない。民を、男も女も子供も、町のうちに寄留する者も集めなさい。彼らが聞いて学び、あなたたちの神、主を畏れ、この律法の言葉

をすべて忠実に守るためであり、これをまだ知らない彼らの子供たちも聞いて学び、あなたたちがヨルダン川を渡り、入って行って得る土地で、彼らも生きている限り、あなたたちの神、主を畏れるようになるためである⁽¹⁵⁾。」

この記事は、モーセによってイスラエルの人々に語られたとされている。この記事によって勧められた七年目ごとの仮庵祭⁽¹⁶⁾における律法の朗読は、イスラエルの全ての民が神との間の契約関係にあることを回想させ、信仰の基本につねに立ち返ることが出来るよう促すものであった。しかし、そのような集会は、全てのイスラエル人債務者が解放され、全住民が平等になることが可能となって初めて、行われ得たと思われる。

次に安息年に言及している聖書以外の記事を見ておこう。

(ア) アレキサンダー大王がパレスチナに侵入した時(前三三二年)、人々が父祖伝来の律法を守ることが出来、特に、第七年目〔安息年〕には貢納を免除されるよう大祭司が願い出たところ、王はそのいずれをも許した⁽¹⁷⁾。

(イ) 「一方、王〔アンティオコス・エウトパル―筆者注〕はベトツルの人々と和睦し、彼らはその町から出て行った。地が安息の年であったため、包囲に耐えるだけの食物がなかったからである⁽¹⁸⁾。」

(ウ) 「しかしその年は安息の年であったため、貯蔵倉には食物がなく、しかも異邦の地から逃げ延びてユダヤに來た者たちが、食糧の残りを食べ尽くしてしまっていた⁽¹⁹⁾。」

(エ) 「ところで、包囲がこうして長びいている間に、ユダヤ人の慣習である安息年がやってきた⁽²⁰⁾。というのは、彼らは七年目ごとに〔一年間安息する年を〕、七日に一度〔の安息日〕同様に、守っているからである⁽²¹⁾。」

(オ) 「再度の凱旋將軍ガイオス・カイサルは、〔前四七年?―筆者注〕次のような決定を行った。ヨッペー〔の住民〕を除いて〔ユダヤ〕人は、エルサレム人のポリスのために毎年貢納しなければならない。ただし、果実の採取も、

種蒔きも行わない七年に一度の安息年は除外する⁽²²⁾。」

(カ) こうして、金を必要として絶えず略奪をはかる貪欲な主人（ヘローデース—筆者注）がひかえるいっぽう、またこの年は、七年に一度の土地を休ませる年に当たっていて⁽²³⁾、畠に種子を蒔くことを禁ぜられ、収穫物もなかったため、このときの人びとのなめた労苦は、底知れぬほど大きなものだった⁽²⁴⁾。」

以上の記事から、ユダヤ人の間で安息年が守られていたらしいことがうかがえるのである。特に(ア)のアレキサンダー大王や(オ)のガイオス・カイサルの場合のように、外国人侵入者に対してまでも、このユダヤ人独特の安息年の制度を認めさせ、それによる貢納義務を免除させたことは注目してよいであろう。しかしながら、以上瞥見して来た記事からは、土地の休息という意味での安息年についてののみ知られるが、債務免除についての記述は見当らない。

最後に、安息年の規定を遵守しなかったらどういふことになるか、という点を見ておこう。

エレミヤ書には、「それゆえ、主はこう言われる。お前たちが、同胞、隣人に解放を宣言せよというわたしの命令に従わなかったので、わたしはお前たちに解放を宣言する、と主は言われる。それは剣、疫病、飢饉に渡す解放である。わたしは、お前たちを世界のすべての国々の嫌悪の的とする⁽²⁵⁾。」と記されている。そこにあるように、剣、疫病、飢饉は、イスラエルの民が主のことばに聞き従わないゆえに与えられる刑罰として、イザヤ書、エゼキエル書、そしてとりわけエレミヤ書において、繰り返し述べられているものである⁽²⁶⁾。一方、ミシュナやタルムードの規定に見える安息年の規定非遵守の罪は、(1)追放、(2)疫病、(3)貧乏である。思うに、剣とは戦争を意味し、ひいては敗北による国外追放を意味すると考えて良いであろう。また、飢饉も、食べ物が無く貧しくなることから、貧乏と関連すると思われる。

(1) 追放

バビロニア・タルムード「シャバト」33 a⁽²⁷⁾には、近親相姦、偶像礼拝と並んで、安息年およびヨベルの年の非遵守に対する罰として、彼らを追放し、その地には他の人々が住むようになる、と規定している。そして、その根拠として、レビ記26・33〜35⁽²⁸⁾を挙げている。このレビ記の思想は、七〇年に及ぶバビロニア捕囚預言に通じるもので、その預言は聖書のあちこちに見られる⁽²⁹⁾。

(2) 疫病

ミシュナ「アヴォート」5・9には、安息年規定の無視による追放⇨捕囚の預言と共に、第七年目の収獲（に関する規定にしたがわなかったこと）のために、疫病が流行すると明記している⁽³⁰⁾。

(3) 貧乏

ミシュナやタルムードには、安息年の規定無視の結果が、エレミヤ書の告げているように、飢饉であることを傍証する他の記述は見当たらないが、それに代わって、貧しくなることを予告している記事がある。それは、バビロニア・タルムード「スカール」40 bで、「もし人が安息年の産物を取り引きしたならば、その結果、その人は自分の動産や道具を売らなければならなくなるだろう⁽³¹⁾。」と云うのである。

(1) 創世記1・1〜2・3参照。

(2) ヨベルの年が四九年目ごとなのかそれとも五〇年目ごとなのかという周期の問題や、また、もし後者の五〇年目ごとがヨベルの年だとして、その場合、四九年目は七年ごとの安息年であるから、安息年とヨベルの年という安息的な年が二年も連続するののかという問題、さらには、ヨベルの年が実際に施行されたという証拠が見当たらないことから、果たしてヨベルの年

は本当に存在したのか、それとも単なる理論的空想の存在であったのか、等々の問題があるけれども、本稿には直接関係がないので、指摘だけでそれらについての論及は差し控えておく。

(3) 安息年の名称については、もともと単に「七年目」(「シェヴィイト」と名付けられたが(出エジプト記23・11、ネヘミヤ記10・31)、のち、申命記記者によって「負債免除の年」(「シェナト・ハ・シェミッター」)(「シェミッターは「手放す」とか「免除する」の意)と呼ばれ(申命記15・9)、また、祭司法典の編集者によって「農作業をやめる安息の年」(「シェナト・シャバトン」)(「シャバトは「休む」の意)と呼ばれた(レビ記25・5参照)。これらの点につき、J. Morgenstern, 'Sabbatical year' in "The Interpreter's DICTIONARY of the BIBLE", Abingdon Press, 1962 vol. 4, p. 141を見よ。

(4) 出エジプト記23・10～11。

(5) レビ記25・2～7に、「イスラエルの人々に告げてこう言いなさい。あなたたちがわたしの与える土地に入ったならば、主のための安息をその土地にも与えなさい。六年の間は畑に種を蒔き、ぶどう畑の手入れをし、収穫することができ、七年目には全き安息を土地に与えねばならない。これは主のための安息である。畑に種を蒔いてはならない。ぶどう畑の手入れをしてはならない。休閑中の畑に生じた穀物を収穫したり、手入れせずにおいたぶどう畑の実を集めてはならない。土地に全き安息を与えねばならない。安息の年に畑に生じたものはあなたたちの食物となる。あなたをはじめ、あなたの男女の奴隷、雇い人やあなたのもとに宿っている滞在者、更にはあなたの家畜や野生の動物のために、地の産物はすべて食物となる。」と記されている。

(6) マックス・ウェーバー、内田芳明訳『古代ユダヤ教』みすず書房、昭和三七年一一二頁。同旨内田芳明「古代ユダヤの法」岩波書店刊『法社会学講座』一九七三年九卷九五頁。その理由として、契約の書の内容は、申命記の中にそのままあるいは改訂されて大量に採用されているので、もし契約の書に土地の安息の規定が存在していたならば、申命記にも当然存在していたはずだ、というのである。

(7) 出エジプト記21・2。

(8) 申命記15・12～18に、「同胞のヘブライ人の男あるいは女が、あなたのところに売られて来て、六年間奴隷として仕えたならば、七年目には自由の身としてあなたのもとを去らせねばならない。自由の身としてあなたのもとを去らせるときは、何も持たずに去らせてはならない。あなたの羊の群れと麦打ち場と酒ぶねから惜しみなく贈り物を与えなさい。それはあな

たの神、主が祝福されたものだから、彼に与えなさい。エジプトの国で奴隷であったあなたを、あなたの神、主が救い出されたことを思い起こしなさい。それゆえ、わたしは今日、このことを命じるのである。もしその奴隷があなたとあなたの家族を愛し、あなたと共にいることを喜び、「わたしはあなたのもとから出て行きたくありません」と言うならば、あなたは錐を取り、彼の耳たぶを戸につけて刺し通さなければならぬ。こうして、彼は終生あなたの奴隷となるであろう。女奴隷の場合にも同様にせねばならない。自由の身としてあなたのもとを去らせるときは、厳しくしてはならない、彼は六年間、雇い人の賃金の二倍も働いたからである。あなたの神、主はあなたの行うすべてのことを祝福される。」と記されている。

なお、このヘブライ人奴隷の解放は安息年との関係はないとの見解もある(J. Morgenstern, 'Sabbatical year' op. cit. vol 4, p. 142cf.)。キムヒは、神聖法典では、ヨベルの年に奴隷解放がなされることになった(レビ記25・8以下)。

ところで、奴隷の解放が、六年間の奴隷状態の後の七年目になされたのか、それともたとえ途中でも、巡って来た安息年になされたのかについては意見が分かれたようである。イザヤ書61・1〜3やエレミア書34・8〜22は前者の説を支持しているように見られるし(この点につき、B.Z. Wacholder, 'Sabbatical year' in "The Interpreter's DICTIONARY of the BIBLE", Abingdon Press, 1976, Supplementary Volume, p. 762参照)、『パレスチナのラビもそのように解釈した(TJ. Kid. 1: 2, 59a)』。しかし、もしヨベルの年が六年の期間の途中で来たならば、奴隷はその時解放された(Kid., 1: 2)。「われらの点に『Shmuel Salfrai, 'Sabbatical year and Jubilee' in "Encyclopaedia Judaica", Jerusalem, 1972, vol 14. p. 579. 参照。』

(9) マックス・ウェーバー『古代ユダヤ教』邦訳、一一三頁。内田芳明「古代ユダヤの法」前掲講座九卷九六頁参照。

(10) 「だれでも、同胞であるヘブライ人が身を売って六年間、あなたのために働いたなら、七年目には自由の身として、あなたのもとから去らせなければならない」と。ところが、お前たちの先祖はわたしに聞き従わず、耳を傾けようとしなかった。」

(11) 申命記15・1〜3。

(12) ネヘミア記10・32に、「わたしたちは、この地の民が安息日に商品をはじめ、いかなる種類の穀物を持って来て売ろうとしても、安息日と他の聖なる日には買わない。」

わたしたちは、七年ごとに耕作を休み、あらゆる負債を免除する。」と記されている。なお、新共同訳の底本の章・節と

日本聖書協会口語聖書のそれとが相違しているため、従来はネヘミヤ記10・31であった。

- (13) 船水衛司「申命記」日本基督教団出版部『旧約聖書略解』一九五七年、一七六頁参照。
- (14) B. Z. Wacholder, 'Sabbatical year', op. cit. *Supple. Vol. p. 762.*
- (15) 申命記31・10 b) 13。
- (16) 仮庵祭とは、イスラエルの民が荒野で天幕に住んだことを記念するとともに、カナンでの農耕の祝福を感謝する祭り。
- (17) ヨセフス『ユダヤ古代誌』11・8・5・〔三三八〕。秦剛平訳「旧約時代篇」⑥、山本書店、一九八四年、一一八頁参照。
- (18) マカバイ記 一、6・49 (新共同訳、旧約聖書続編による)。
- (19) マカバイ記 一、6・53。
- (20) 秦訳の注では、この安息年は前一二六六年のティシユリ(九十月)から一年間となっているが、ロエフ版の同じ箇所注では、前一二三五年十月から前一二三四年十月までとなっている。
- (21) ヨセフス『ユダヤ古代誌』13・8・1・〔二三四〕。秦剛平訳「新約時代篇」①、山本書店、一九七九年、三〇八―三〇九頁。なお、同趣旨の記事は『ユダヤ戦記』1・2・4・〔六〇〕に見える。すなわち、「このようなわけで、包囲戦は安息の年までのびてしまった。この安息年というのは、ちょうど週の七日目と同じく七年ごとにユダヤ人が安息の時として守っている年である。」(新見宏訳『ユダヤ戦記』I、山本書店、一九七五年、四三頁。
- (22) ヨセフス『ユダヤ古代誌』14・10・6・〔二〇二〕。秦剛平訳「新約時代篇」②、山本書店、一九八〇年、八六頁。
- (23) この安息年は、前三七年十月から翌年十月まで。なお、この同じ安息年についての記事が、『ユダヤ古代誌』14・16・2・〔四七五〕。秦剛平訳「新約時代篇」②、一八八―一八九頁にある。
- (24) ヨセフス『ユダヤ古代誌』15・1・2・〔七〕。秦剛平訳「新約時代篇」②、二〇〇―二〇二頁。
- (25) エレミヤ書34・17。
- (26) たとえば、イザヤ書51・19、エゼキエル書5・12、17、6・11、14・21、エレミヤ書14・12、13、15、16、16・4、21・7、9、24・10、27・8、13、29・17、18、32・24、36、38・2、42・17、22、44・12、13、18、27、など。
- (27) ミシユナ「アヴォート」5・9にも、同旨の規定がある。

(28) 「わたしはあなたたちを異国に追い散らし、抜き身の剣をもって後を追う。あなたたちの国は荒れ果て、町々は廃虚と化する。国が打ち捨てられ、あなたたちが敵の国にいる間、土地は安息し、その安息を楽しむ。土地は、打ち捨てられている間、あなたたちがかつて住んでいたところには得られなかった安息を得る。」

(29) たとえば、イザヤ書23・15、エレミヤ書25・11、29・10、ダニエル書9・2、ゼカリヤ書1・12など。

(30) 石川耕一郎訳『シシュナ』「アヴォート、ホラョート」エルサレム文庫版、一九八五年、五二―五三頁参照。

(31) I. Epstein, ed. *The Soncino Talmud in 18 vols.* Soncino Press, 1938, Sukkah, 40b.

(二) 債務免除をめぐる

申命記に記された七年目¹⁾安息年の債務免除の規定は、前述の如く、紀元前七世紀に成立したとされる申命記法典に特有なものとされている。ところで、年代順的に整理してみると、紀元前一世紀に成立したとされる契約の書では、七年目の債務奴隷の解放を規定する²⁾だけであったのに対して、それから四百年後に形成された申命記法においては、イスラエル共同体内の社会的・経済的弱者たる孤児、寡婦、貧困者、奴隷、寄留の他国人等に対する保護への強い関心が示され、負債一般の免除がなされる年としての規定が見え³⁾、これを遵守するように命じられてきた。

この規定の意図するところは、貧困者をその負債から解放し、彼らに再び財政的安定を与えることにある。そして、前述の如く、土地の安息はイスラエルの地のみその対象を限定されたけれども、土地とは無関係である安息年の債務免除の規定は、イスラエルの地のみならず、離散の地にあっても適用されうると解された⁴⁾。

しかしながら、「この〔あらゆる負債を免除する〕ゆるしの年の規定が使用されたという確実な証拠はどこにも発見されない。それはパレネーゼのなかに起源をもち、そしてユートピア的たるにとどまった。」とウェーバーによつ

て断言されている如く⁽⁴⁾、現実性に乏しいものであった。事実、ネヘミヤ記10・32にある同趣旨の記事に関連して、紀元前五世紀後半頃のネヘミヤの行政的都市改革により、ユダヤ人共同体の都市と農村の明確な区別が展開された結果、エルサレムの神殿と直接結びついた商人たる都市住民にとって、その本来の性質における安息年の規定は、ほとんど具体的な意義・魅力を持ちえなかった。その上、当時のいくぶん不安定な経済状態においては、債務免除の規定の遵守など実際に不可能であったと述べられている⁽⁵⁾。

ところで、この実現性に乏しい「債務免除の年」の制度を、ウェーバーは、古代地中海諸都市に知られるセイサクティア（負債免除、重荷おろし）と同じ事実内容を持つていることを指摘している⁽⁶⁾。このセイサクティアについて、ウェーバー自身、彼の「古代農業事情」において、ギリシアにおけるソロンの場合⁽⁷⁾、メガラでの農民の政治的革命的過程において遂行されたケース⁽⁸⁾、ローマに抵抗するミトリダテスがかかげた合言葉としての場合⁽⁹⁾、を紹介している。最初のソロンの政策についての詳細は、プルターク英雄伝の中の「ソロン」一五節⁽¹⁰⁾や、アリストテレスの「アテナイ人の国制」六章⁽¹¹⁾に見える。また、ウェーバーによる指摘はないが、プルターク英雄伝「カエサル」三七節には、カエサルが紀元前四九年一二月に、最初のしかもわずか一日間の独裁官（ディクタトル）の地位にあった間に実施した債務者の利子負担を軽減する政策をこの名称で呼んでいる⁽¹²⁾。

しかし、以上見てきたセイサクティアが、いかにその事実内容が「安息年の債務免除」と似ているとは言え、前者が全くその時々行き当りばったりの政策であったのに対して、後者の制度は、きちんと七年目ごとに行なわれることになっていた定期的なものであったから、その点で大きな違いがあると言わねばならない。それゆえ、ウェーバーにならって、「安息年の債務免除」の制度とは、古代地中海諸都市にみられるセイサクティアなのだ⁽¹³⁾、とは言い切

れないのである。

- (1) 出エジプト記21・2参照。
- (2) 申命記15・1、3、9参照。
- (3) Aaron Rothkoff, 'Sabbatical year and Jubilee' in "Encyclopaedia Judaica", vol.14. p. 582.
- (4) マックス・ウェーバー『古代ユダヤ教』邦訳一一三頁。
- (5) J. Morgenstern, 'Sabbatical year', op. cit. vol.4 p.143.
- (6) マックス・ウェーバー『古代ユダヤ教』邦訳一一四頁。
- (7) マックス・ウェーバー、渡辺金一・弓削達共訳『古代社会経済史』東洋経済新報社、昭和三四年、一一八頁。
- (8) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』一一二頁。
- (9) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』二五三頁。
- (10) 村川堅太郎訳、ちくま文庫版(上)、一九八七年、一一二頁以下。
- (11) 村川堅太郎訳、岩波文庫版、一九八〇年、二二頁。
- (12) 長谷川博隆訳、ちくま文庫版(下)、一九八七年、二二四―二二五頁。
- (13) 角間太郎『古代イスラエル法講義』真文舎、一九七七年、二二二頁。

三、プロスボル

本節で述べようとするプロスボルというのは、前節で見てきた安息年と関連して、紀元前一世紀頃、ヒレルによって導入・制定されたと言われる一種の法廷手続である。すなわち、債権者がしかるべき時またしかるべき方法で、法廷の裁判官の面前で、証書を宣言することによって、安息年に実施されるはずの債務免除の規定の適用を免れるこ

とが出来、その結果、債権者はその貸金を回収する権利を安息年の後までも留保しようというのである。

以下、このプロスボルについて、もう少し詳しく見ていくことにする。

(1) 名称

プロスボルは、ギリシア語の *ἔπος* *Bouly* *Bouleuterai* (相談役の会合〔評議会〕の前で、の意) の短縮形であると言われている⁽²⁰⁾。なおバビロニア・タルムードは、プロスボルの言葉の意味として、*Pruz buli u-buti* を挙げている⁽²¹⁾。そして *buti* とは「富める者たち」を意味し、*buli* とは「貧しい者たち」を意味するとして⁽²²⁾、プロスボルが金持ちにも貧乏人にも共に有利であると説明した⁽²³⁾。すなわち、プロスボルは、それが富める者たちの貸付金を保証し、財産の損失を防ぐ故に金持ちのためになり、また、貧しい者たちにとっても、彼らが金を必要とする時にはいつでも貸付を得ることが可能になった故に、貧乏人のためにもなるというのである。

(2) ヒレルによる導入・制定の動機

プロスボルはヒレルによって導入・制定されたとミシュナは伝えている⁽²⁴⁾。すなわち、安息年ごとのすべての債務免除を規定した律法⁽²⁵⁾のために、人々が安息年の前になるとお互いに金の貸借を控え、それによって、「七年目の負債免除の年が近づいた」と、よこしまな考えを持って、貧しい同胞を見捨て、物を断ることのないように注意しなさい⁽²⁶⁾、と書かれている律法に違反しているという有害な結果を引き起こしているのを見て、ヒレルはプロスボルを制定したという。

(3) プロスボルの方式

プロスボルは、安息年の債務免除を免れることを欲する債権者が、二〜三人の証人と共に裁判所に出向いて、下記

の本文による宣言がなされて作成された⁽⁹⁾。その本文は次のようであった。

「私は、どこその場所に在る裁判官だれそれたちに〔私の証書を〕引き渡す。それによって、私に当然支払われるべき全ての債務を、私が望むいついかなる時でも回収出来る。」

そして、宣言に立ち合った証人たちや裁判官たちによって署名された⁽¹⁰⁾。

(4) プロスボルが有効であるための諸条件

(a) 不動産を所有していること

プロスボルは、債務者が若干の不動産を所有しており、債権者がそこから貸金を回収しうる場合にのみ作成されえ⁽¹¹⁾。しかしながら、貧しいからこそ債権者から借金をせねばならない債務者たちが、ふつう不動産を所有していることは期待しえず、ラビたちは、債務者がたとえ小さくても、底に穴のあいた植木鉢のようなものや、とても不動産とは言えないようなもの⁽¹²⁾を持っている場合でさえも、彼らにプロスボルの作成を許した⁽¹³⁾。そしてもし、債務者が全く何らの不動産を持っていないならば、債権者は彼自身の土地の一部を債務者に仮に譲渡してでも、何とかプロスボルを作成しようとしたのである⁽¹⁴⁾。

(b) 正確な日付または前日付であること

プロスボルが作成される際に付記される日付は、作成当日であることが当然であって、それが有効であるのはもちろんであるが、過ってもしくは故意に前日付に——すなわち、作成当日よりも以前の日付が付記——された場合にも有効とされた⁽¹⁵⁾。これに反して、日付を実際よりも遅らせたプロスボルは無効であると考えられた⁽¹⁶⁾。

(c) 証書の有無

プロスボルは、そのヒレルによる導入・制定の当初には、前述の如く、裁判所において裁判官や証人の署名を得て、初めて有効に成立するものであった。しかしその後、ハドリアヌス帝の迫害の間、プロスボルをも含む全ての宗教的慣習は、死刑という刑罰をもって禁じられたため、プロスボルを保存することはとても危険なことと考えられた。そのため、ラビたちは、債権者はその貸金をたとえプロスボルを提示しなくても回収することが出来ると裁定した。なぜならば、彼は以前にプロスボルを作成したのだけれども、「死刑という刑罰の」恐れのために、それを破棄してしまつたのだと推定されたからである⁽¹⁷⁾。さらに極端には、たとえプロスボルが実際に書かれなかったとしても、プロスボルは書かれたものとみなされるはずだというラビ・ナーマンの説までも紹介されている⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

- (1) ベト・ディーンで、これは「最低三人の正式に叙任されたラビをもって構成されるユダヤ人法廷」である。アラン・ウンターマン、石川耕一郎・市川裕訳『ユダヤ人——その信仰と生活——』筑摩書房、一九八三年、三三三六頁参照。
- (2) Aaron Rothkoff, 'Prosbul' in "Encyclopaedia Judaica", Jerusalem, 1972, vol 13, p.1181. cf. Julius H. Greenstone, 'Prosbul' in "The Jewish Encyclopedia", Funk & Wagnalls, 1905 vol X, p.219. cf. 同書の説を採つておのゝこれが一般的見解。
- (3) I. Epstein, ed. op. cit. Gitlin, 36b.
- (4) I. Epstein, ed. op. cit. Gitlin, 37a
- (5) Aaron Rothkoff, 'Prosbul', op. cit. vol.13, p.1181.
- (6) シェフイー・410・3。cf. I. Epstein, ed. op. cit. Gitlin, 36b.
- (7) 申命記15・1〜3参照。
- (8) 申命記15・9a。
- (9) 石川耕一郎『ミシュナ』「タアニート、メギラア、モエード・カタン、ハギガア」エルサレム文庫版、一九八六年、

一六〇頁の注(4)は、「プロスボル」を「安息年における負債免除の権利を放棄する特約証書」と説明しているが、これは債務者の側から、たとえ安息年が到来しても債務免除を受ける特権は放棄します、と断言しているように受け取れる。そうではなくて、プロスボルは、あくまでも、債権者が債務免除をせねばならぬ安息年が来ても、その権利を留保せんがためになされるものである。

- (10) ミシュナ、シェビイト10・4。および、I. Epstein, ed. op. cit. Gitin, 36a.
- (11) ミシュナ、シェビイト10・6。なお、Julius H. Greenstone, 'Prosbul', op. cit. vol. X. p.219. は、パレスチナ・タルムードのシェビイト10・3では、不動産の所有は、債務者のみならず、債権者も要求されたという説と、どちらか一方だけが不動産を所有しているだけでよいとする説とがあったことを紹介している。
- (12) ミシュナ、シェビイト10・7は、通説は反対であるが、みつばちの巣さえも不動産とみなしているラビを紹介している。
- (13) Aaron Rothkoff, 'Prosbul', op. cit. vol. 13, p. 1182; Julius H. Greenstone, 'Prosbul', op. cit. vol. X. p.219.
- (14) ミシュナ、シェビイト10・6。および、Aaron Rothkoff, 'Prosbul', op. cit. vol. 13. p.1182.
- (15) なぜならば、これによって与えられる害は、貸主自身に対してのみだからである。というのは、プロスボルの作成後にいかなる金を貸したところで、そのプロスボルは、その貸付金の請求に対しては効果がないからである。(I. Epstein, ed. op. cit. Shebith, p.190 note (9).)
- (16) なぜならば、その間に契約された全ての債務は、プロスボルの実施を、それが作成される以前になされた貸付に限定するという法律に違反して、七年目の安息年に請求されるからである。(I. Epstein, ed. op. cit. Shebith, p. 190, note(10)).
- (17) ミシュナ、ケトゥボット9・9。および、I. Epstein, ed. op. cit. Kethuboth, 89a. 参照。
- (18) I. Epstein, ed. op. cit. Gitin, 36b.
- (19) 以上につき、Aaron Rothkoff, 'Prosbul', op. cit. vol.13, p.1182. 参照。

四、結びにかえて

プロスボルは、ミシュナの「シェビイト」第一〇章にその名を残しているが、その後のタルムードには⁽¹⁾、ヒレルがプロスボルを導入・制定した時、果たして彼の世代のためだけにそれを制定したのか、それとも彼の世代を含む将来の世代をも視野に入れて制定したのか、という問題をめぐる論争や⁽²⁾、そもそも、ラビの一人に過ぎないヒレルが、安息年の債務免除という申命記に定められた「ということとは、モーセが定めたものと伝統的に考えられた」律法を廃棄するということがあってもよいのか、という率直な驚きを表明すると共に⁽³⁾、このヒレルの定めたプロスボルを廃棄しようとするサムエルの意見をも紹介している⁽⁴⁾。

ところで、最近邦訳されたH・G・キッペンベルクの『古代ユダヤ社会史』には、そもそもプロスボルの前段階とも言うべき安息年の債務免除が、ヒレルの当時、実行されていたとは思われないとの前提に立ち、「とりわけシェビイト一〇・3と4の規定にみえる」老ヒレルの規定「プロスボル」の叙述は、「幾つかの情況証拠からみて、後代がこの昔の規定「シェビイト一〇・2か?—筆者注」を誤って解釈したものと結論せざるをえないように思われる」と述べると共に、プロスボルを土地所有権との関係で見るとする諸説を紹介している⁽⁵⁾。しかしながら、そこでも指摘されているように、プロスボルには土地所有権にからむものと、債務証書へのある種の添え書きとして、債権者はいかなる時でも債権の回収を要求できるものとの、少なくとも二種類存在したことが示唆されている⁽⁶⁾。パレスチナの地を追われて全世界に離散し、その地で土地を所有することを厳禁され、やむなく彼らの就きうる数少ない職業として、商業や金融業に従事したとされるユダヤ人たちの、その後たどった歴史を考えるならば、土地所有権にからむプロスボルではなく、もう一方のプロスボルが「用いられた⁽⁷⁾」とされるのも理解できるのである。

中世の間は、プロスボルの証書ははなはだしく軽視されたとされているけれども、それにもかかわらず、きちょうめんな個人は、近代においてさえも、プロスボルを書き続けた一例が紹介されている⁽⁸⁾。

また、Code of Jewish Law⁽⁹⁾にも、その第一八〇章「安息年の債務免除」の第一五、一六節にはプロスボルに関する規定を置いて、正統派ユダヤ教徒⁽¹⁰⁾への注意を喚起していることは注目してよいであろう。

- (1) I. Epstein, ed. op. cit. Shebiith. には、「シェビイト」の Mishnah の部分のみあって、それを展開させるべき Gemara の部分は欠けているので、散見されるプロスボルに関する記述をあちこちから拾い集める必要があるが、中でも Gittin, 36a-37b には比較的まとまった記述が残されている。
- (2) I. Epstein, ed. op. cit. Gittin, 36b.
- (3) Julius H. Greenstone, 'Prosbul', op. cit. vol. X, p. 219.
- (4) I. Epstein, ed. op. cit. Gittin, 36b.
- (5) H・G・キッペンベルク、奥泉康弘・紺野馨訳『古代ユダヤ社会史』教文館、一九八六年、第八章「古代ユダヤの階級状況」とりわけ二二五—二二六頁参照。
- (6) H・G・キッペンベルク、前掲書二一六頁。
- (7) H・G・キッペンベルク、前掲書二一六頁。
- (8) Aaron Rothkoff, 'Prosbul', op. cit. vol. 13, p. 1182.
- (9) Code of Jewish Law (KITZUR SHULHAN ARUKH) は、副題は A Compilation of Jewish Laws and Customs-ユダヤの Rabbi Solomon Ganzfried による一八六四年に出版されたもので、G. Hyman E. Goldin が英訳したものである。なお(筆者の手元にあるのは) Annotated Revised Edition by Hebrew Publishing Company, New York, 1986. による) Ganzfried による Shulkhan Arukh が正統派ユダヤ教徒に広く流行したユダヤ律法書 Ruth S. Frank & William Wollheim ed., The Book of Jewish Books, A Reader's Guide to Judaism, Harper & Row, San Francisco, 1986. の一六三頁の記述参照。

(10) 「正統派という名称は、保守派あるいは改革派の運動に参加していないシナゴークに所属している伝統主義者につけられた包括的なレッテルである」とされているが(後掲書三一―一頁)、保守派、改革派についても、アラン・ウンターマン、前掲書、第二三章「現代ユダヤ教の動向」(三〇―一頁、三一―五頁)参照。